

最高裁秘書第851号

令和7年3月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮問について（通知）

2月12日付で最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

異動期までに落とした件数によって裁判官の評価が変わることが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）